

# 脆弱性評価の指針について

## 脆弱性評価の指針

○国土強靱化基本計画の変更の案の作成に当たり実施する脆弱性評価(※1)の基本的事項(※2)を定めるもの。

○国土強靱化推進本部(本部長:内閣総理大臣)において決定。(国土強靱化基本法第17条第1項および同条第8項)

※1 脆弱性評価:「起きてはならない最悪の事態」の回避に向けて、現状を改善するための課題、推進すべき施策を分析・整理するもの

※2 脆弱性評価の基本的事項:評価の方法/想定するリスク/目標、起きてはならない最悪の事態/施策分野/脆弱性評価を行う上での視点/評価の手順 等

### 趣旨

国土強靱化基本計画は、国土強靱化を取り巻く社会経済情勢等の変化や、国土強靱化の施策の推進状況等を考慮し、おおむね5年ごとに計画内容の見直しを行うことと定めており、今般、見直しを行う。

### 評価の実施項目

「起きてはならない最悪の事態」を想定した上で、今後どのような施策を導入すべきか、またどのような重要業績指標(KPI)で進捗管理すべきかについて分析・整理し、評価を行う。

### 基本的事項

○現行基本計画における、国土強靱化の理念や、基本的な方針を踏まえて実施

○大規模自然災害をリスクとして想定

○「起きてはならない最悪の事態」の見直し

現計画策定以降の社会情勢の変化や地域計画におけるリスク想定等を勘案し、追加・見直し

○横断的分野の見直し

見直しの結果、以下のとおり

- 1.リスクコミュニケーション、2.人材育成、3.官民連携
- 4.老朽化対策、5.研究開発、6. デジタル活用(追加)

脆弱性評価結果を国土強靱化推進本部に報告

(令和5年4月中を目途)